

計画策定の背景及び趣旨、計画期間

- ・我が国のこどもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、OECD(経済協力開発機構)加盟国の中でも高い水準にあるといった状況を背景に、国において、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- ・本市においては、平成28年2月、市長を本部長とする大阪市こどもの貧困対策推進本部を設置し、こどもの貧困対策を総合的かつ円滑に推進することとしました。
- ・平成28年度に大阪府と共同で実施した子どもの生活に関する実態調査において、世帯の経済状況や生活状況が子どもや青少年の生活や学習理解に影響を及ぼしていることが確認されたことを踏まえ、市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進するため、大阪市こどもの貧困対策推進計画を策定することとしました。
- ・計画は、平成29年度中に策定し、平成30年度～34年度の5年間で計画期間とします。

子どもの生活に関する実態調査の概要

- ・的確な施策を実施するため、正確に現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討するため、平成28年6月27日～7月14日にかけて実施しました。
- ・大阪市立小学校5年生、中学校2年生の全児童・生徒とその保護者(平成28年4月1日に大阪府に移管された特別支援学校を含む)、大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全5歳児の保護者を対象に、学校園を通じて調査票を配付、回収しました。(回収率76.8%)

子どもの生活に関する実態調査の結果確認された主な課題

1 家計と収入に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、生活上の困難の経験が多くなっている。
- ・非正規群は正規群に比べて家計が赤字の割合が高くなっている。
- ・相対的貧困にある世帯においても、就学援助や児童扶養手当を受給したことがないと回答した世帯が1割程度存在。

2 ひとり親世帯の生活の困難さに関すること

- ・母子世帯において、非正規群の割合が高く、40%以上が相対的貧困にある。
- ・養育費の受給率は、困窮度にかかわらず1割程度にとどまっている。
- ・ひとり親世帯の親は、ふたり親世帯の親に比べ心身の負担感が強い傾向にある。
- ・ひとり親世帯の親は、相談できる相手が少ない傾向にあり、特に父子世帯で顕著。
- ・子どもが「うちのこと」で悩んでいる割合は、ひとり親世帯の方が高い。

3 若年で親になった世帯の生活の困難さに関すること

- ・若年で親になった世帯は、親の最終学歴が中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高く、就業について非正規群の割合が高い。
- ・若年で親になった世帯ほど困窮度が高く、10代で初めて親となった世帯の35%以上が相対的貧困にある。
- ・若年で親になった母親ほど、心身の負担感が強い傾向にある。

4 健康と経済的困難に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、子どもや保護者の心身の自覚症状が強い傾向にある。
- ・困窮度が高くなるにつれ、保護者の健康診断の受診率が低く、子どもを医療機関に受診させることができなかった割合が高くなっている。
- ・こどもの朝食の頻度は、5歳児の段階で困窮度が高くなるにつれ低くなっている。

5 学習習慣・生活習慣と経済的困難に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、こどもの勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度が低くなっている。
- ・困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなる。
- ・困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事に通う割合や中学校の部活動に参加する割合、家族以外の大人と一緒に過ごす割合、保護者がこどもの将来に対して期待している割合、子どもが希望する進学先について大学・短期大学の割合が低く、高等学校を希望する割合が高くなっている。

6 つながりに関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、中学校の部活動に参加する割合が低く、放課後一人である割合が高い傾向にある。
- ・放課後一人である群の方が一人であることはない群に比べ自己効力感が低い。
- ・困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、相談できる相手が少ない傾向にある。

計画の基本理念

すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

基本理念の実現につながる環境が整えられているか把握するため、27の指標を設定

重視する視点

- 1 子どもや青少年の生きる力の育成**
子どもや青少年自身が、未来を切り開いていけるようにするため、子どもや青少年の生きる力の育成に取り組みます。
- 2 切れ目のない支援の推進**
子どもや青少年、保護者、家庭の抱える課題は複合的であるため、必要な施策を切れ目なく推進するとともに、必要な施策が必要な人に確実に届くよう取り組みます。
- 3 ひとり親世帯への支援の充実**
ひとり親世帯の親は様々な生活上の課題を抱え、また、経済的に厳しい世帯が多いため、子どもの貧困対策の観点から支援に取り組みます。
- 4 若年で親になった世帯への支援の充実**
青少年が正しい知識のもと主体的に将来設計が行えるよう支援するとともに、世帯の特性を踏まえ支援します。
- 5 社会的養護における自立支援の充実**
就労や進学を機に児童養護施設等を退所した児童は自立生活の定着に課題を抱えがちであり、支援の充実に取り組みます。
- 6 社会全体で取り組みを推進**
貧困の連鎖を断ち切ることは、活力ある社会の創造につながることから、社会全体で子どもの貧困対策に取り組みます。

施策体系 (各施策はそれぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携し相乗効果が生み出されるよう取り組みます。)

施策1 子どもや青少年の学びの支援の充実

家庭の経済状況など生活困窮に起因する様々な生活上の困難は、子どもや青少年の学びに様々な影響を及ぼし、未来に対する希望を損なう可能性があります。貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもや青少年が自らの可能性を追求していけるよう、心豊かに力強く生き抜き未来を切り開いていける力を身につけることが何よりも重要です。

- (1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります
- (2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取り組みを推進します
- (3) 進学や通学継続できるよう支援します
- (4) 多様な体験や学習の機会を提供します

施策2 家庭生活の支援の充実

子どもや青少年の健やかな育ちの基盤は家庭ですが、生活困窮に起因する様々な生活上の課題を抱える家庭においては本来果たすべき機能が十分に発揮されておらず、家庭生活に大きな影響を及ぼしている状況が見られます。養育や教育環境が整っている家庭や家庭的な環境のもとで、子どもや青少年が健全に成長していくことが必要です。

- (1) 子育て家庭における養育や教育を支援します
- (2) 子どもや青少年、保護者の健康を守る取り組みを推進します
- (3) 家庭的な養育を推進します

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

経済的困窮は、子どもや青少年、保護者の交友・交流関係にも様々な影響を及ぼし、悩みや課題について一人で抱え込むなど社会的に孤立する傾向にあり、周囲の支援を受けていない状況が見られます。このような状況にある子どもや青少年、保護者が地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要です。

- (1) 子どもや青少年、保護者のつながりを支援します
- (2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります
- (3) 社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取り組みを推進します

施策4 生活基盤の確立支援の充実

子どもの貧困問題の根幹には経済的困窮があり、子育て世帯、とりわけひとり親世帯や若年で親となった世帯においては、就業や子育てとの両立といった面から厳しい状況が見られます。貧困の連鎖を断ち切る上で、家庭の経済的基盤の安定を図ることが重要であり、必要な施策が必要な人に届くようにすることが必要です。

- (1) 就業を支援します
- (2) 施設退所者等の自立を支援します
- (3) 仕事と子育ての両立を支援します
- (4) 子育て世帯を経済的に支援します

計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制 (子ども・子育て支援会議、子どもの貧困対策推進本部会議)
- 2 計画の進捗管理 (各年度において、計画の進捗管理を効果的・効率的に実施するための重点事業を設定)
- 3 国・大阪府など関係機関との連携 (国・大阪府など関係機関と一層連携し、社会全体で子どもの貧困対策を推進するとともに、施策の効果的・効率的な推進を図る。)